

一般質問

一般質問とは、市の一般事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるもので、**6月定例会では16人の議員が一般質問を行いました。**
ここでは広報委員会が抜粋し、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

→ 一般質問の全文をご覧になりたい場合は、8月下旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」にてご確認ください。

渡邊昌一郎	……「学習指導要領の改正について」「商店街活性化について」「国道134号線、鎌倉高校下の右折レーンについて」
山田 直人	……「安全・安心なまちづくりについて」「地球温暖化対策について」「障害者就労支援について」
前川 綾子	……「活力ある鎌倉のために」○子育て不安の解消について ○公教育について ○やすらぎセンターについて
中澤 克之	……「地震災害対策について」「砂押川沿いの交通環境等について」「学童保育について」
太田 治代	……「新型インフルエンザの鎌倉市としての対応について」
岡田 和則	……「新型インフルエンザ対策の推進について」「市長の同行者が陣中見舞いを配布した件について」
早稲田夕季	……「行財政改革について」「学童保育について」
飯野 眞毅	……「空き教室を活用した学童保育の充実」「野村総研跡地の有効活用について」「暴走族対策について」
石川 敦子	……「地域福祉の充実に向けて」○高齢者福祉 ○子ども達への支援
吉岡 和江	……「介護保険から10年、問題点と課題について」「子育て支援について」○保育園待機児対策について
高野 洋一	……「古都鎌倉のまちづくりについて」
長嶋 電弘	……「総合的な事業見直しによる人件費削減について」○人件費削減の方針について ○給料について ○残業について ○諸手当について ○勤務について ○人事評価について ○昇進について
安川 健人	……「市民プールと隣接する海浜公園の今後について」○計画 ○要望 「七里ガ浜スペインレブンに集まる暴走族対策について」○現状把握 ○要望 「七里ガ浜一丁目スクールゾーン標識」○一方通行の看板が逆効果になっている
久坂くにあ	……「教育行政について」
納所 輝次	……「防災対策について」
三宅 真里	……「こみ政策について」

地球温暖化対策について

地球温暖化対策について、次のような視点から質問が行われました。

質問：地球温暖化対策に対する取り組みについて伺いたい。

部長：市民や事業者には、地球温暖化問題の深刻さを認識してもらったための意識啓発家庭での節電対策のための太陽光発電設備設置費補助の推進、事業者への環境マネジメントシステムへの参加の呼びかけ、エコショップ・エコ商店街認定制度の普及などに努めている。

質問：太陽光発電についての鎌倉市民の関心度について、どのように把握しているか。

部長：本年度から始めた太陽光発電設備の設置に対する補助制度は、受け付け開始約二週間で当初予算枠がいつぱいになったという状況だ。鎌倉市民は、クリーンエネルギーである太陽光発電設備について、県内の他市に比べ意識が非常に高いと感じている。

質問：地球温暖化対策への取り組みは、長期的かつ継続的な施策が必要だと思っているが、どのような施策を考えているのか。

部長：市レベルでの地球温暖化対策としては、各世帯での節電が最も重要だと考えている。いろいろな省エネ家電への切り替えや、太陽

光発電設備の補助制度、パンプレットによる節電への意識啓発のほか、環境アドバイザーの派遣による環境的、継続的な施策を進めていきたい。

質問：省エネ型建物普及のための自然エネルギー設備の導入は、行政の取り組みとして必要だと思っているか。

部長：当然、行政自らが率先して取り組む必要があると思っている。公共施設における新エネルギーの導入については、第二期鎌倉市環境基本計画で、鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画においても公共施設の新築、改築時には新エネルギーを活用していくことを定めている。本年度着工予定の第二中学校は、太陽光発電設



一般住宅に設置された太陽光発電設備

備を設置する予定であり、今後建設する(仮称)鎌倉消防署七里ガ浜出張所でも設置の方向で検討している。

質問：市役所の庁舎など既設の建物に耐震化の問題があるが、重量が異なる太陽光設備の設置については、どのように考えているか。

部長：太陽光発電設備は、価格はまだ高い製品であり、市からの補助金があっても市民負担が大きいと思う。今後進めだらうと考えている。これからも、市民の方に太陽光発電設備の設置に取り組んでいただくよう、国の補助の動向、技術革新の動向を見据えながら、現行の補助制度を継続していきたい。

質問：省エネ型建物普及のための自然エネルギー設備の導入は、行政の取り組みとして必要だと思っているか。

部長：当然、行政自らが率先して取り組む必要があると思っている。公共施設における新エネルギーの導入については、第二期鎌倉市環境基本計画で、鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画においても公共施設の新築、改築時には新エネルギーを活用していくことを定めている。本年度着工予定の第二中学校は、太陽光発電設

備を設置する予定であり、今後建設する(仮称)鎌倉消防署七里ガ浜出張所でも設置の方向で検討している。

質問：市役所の庁舎など既設の建物に耐震化の問題があるが、重量が異なる太陽光設備の設置については、どのように考えているか。

部長：太陽光発電設備は、価格はまだ高い製品であり、市からの補助金があっても市民負担が大きいと思う。今後進めだらうと考えている。これからも、市民の方に太陽光発電設備の設置に取り組んでいただくよう、国の補助の動向、技術革新の動向を見据えながら、現行の補助制度を継続していきたい。

質問：省エネ型建物普及のための自然エネルギー設備の導入は、行政の取り組みとして必要だと思っているか。

部長：当然、行政自らが率先して取り組む必要があると思っている。公共施設における新エネルギーの導入については、第二期鎌倉市環境基本計画で、鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画においても公共施設の新築、改築時には新エネルギーを活用していくことを定めている。本年度着工予定の第二中学校は、太陽光発電設

備を設置する予定であり、今後建設する(仮称)鎌倉消防署七里ガ浜出張所でも設置の方向で検討している。

質問：市役所の庁舎など既設の建物に耐震化の問題があるが、重量が異なる太陽光設備の設置については、どのように考えているか。

部長：太陽光発電設備は、価格はまだ高い製品であり、市からの補助金があっても市民負担が大きいと思う。今後進めだらうと考えている。これからも、市民の方に太陽光発電設備の設置に取り組んでいただくよう、国の補助の動向、技術革新の動向を見据えながら、現行の補助制度を継続していきたい。

質問：省エネ型建物普及のための自然エネルギー設備の導入は、行政の取り組みとして必要だと思っているか。

部長：当然、行政自らが率先して取り組む必要があると思っている。公共施設における新エネルギーの導入については、第二期鎌倉市環境基本計画で、鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画においても公共施設の新築、改築時には新エネルギーを活用していくことを定めている。本年度着工予定の第二中学校は、太陽光発電設

市議会ホームページを見てみよう!

鎌倉市議会ホームページでは、本会議・委員会の日程のお知らせや市議会議員の紹介のほか、議会の流れや議会用語等をわかりやすくご説明しています。

また「本会議中継システム」では本会議の生中継及び録画映像を、「会議録検索システム」ではこれまでの本会議や委員会の会議録を見ることができますので、どうぞご利用ください。

●ホームページアドレス
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm>

備を設置する予定であり、今後建設する(仮称)鎌倉消防署七里ガ浜出張所でも設置の方向で検討している。

質問：市役所の庁舎など既設の建物に耐震化の問題があるが、重量が異なる太陽光設備の設置については、どのように考えているか。

部長：環境施策推進協議会の下にある新エネルギー導入検討会では、太陽光発電設備を設置する場合には、施設の強度や構造上の問題について、どうかクリアするかの検討を始めている。

質問：太陽光発電設備は、価格はまだ高い製品であり、市からの補助金があっても市民負担が大きいと思う。今後進めだらうと考えている。これからも、市民の方に太陽光発電設備の設置に取り組んでいただくよう、国の補助の動向、技術革新の動向を見据えながら、現行の補助制度を継続していきたい。

型インフルエンザ対策について、次のような視点から質問が行われました。

【保育への対応】

質問：本市の新型インフルエンザ発生時業務継続計画では、公立保育園は閉園、民間の認可保育園、無認可保育園に対しては閉園を要請とあるが、医療関係者やライフレイン維持に従事する保護者もおり、すべてが閉園した場合の緊急保育が必要と考えるがどうか。

部長：閉園でなく休業という言葉を使わせた位だけでなく、臨時休業した場合でも、こういったケースについてもは、公立保育園で緊急保育を実施する予定である。

【高齢者への対応】

質問：各事業者が閉鎖の場合には、代替としてのホームヘルプサービス、入浴、リハビリ等の提供が可能かどうかの把握を市が行い、事業者に要請することが必要だと考えるがどうか。

部長：臨時休業になった場合、ケアマネジャーが訪問介護事業者等と連携の上で、必要ながら、訪問介護・訪問看護サービス等の代替サービスが提供されるように、市としても働きかけ、支援していかねればならないと思っている。

質問：事業者がデイサービスや配食サービスをストックした場合に、独居の方への配食サービスを、市としてどう考えているか。

部長：サービスが継続できるための仕組みづくりが早急

に求められており、今後検討を進めたい。

質問：特別養護老人ホームなどの入居施設で、万が一感染者が出た場合の対策をどのように考えているか。

部長：通常どおり入所のままサービス提供を行っていることに너지、個室への転室や、入所者が集まるような活動を自粛するなどの対応をお願いすることになる。

【障害者施設への対応】

質問：自立支援法の介護給付サービス利用者には、どこまでサービスが提供できるか把握が必要と考えるがどうか。

部長：高齢者と同様、日中活動、通所系施設は状況に応じて臨時休業になると思うが、市内に三カ所ある相談事業者との連携の上で、必要性の高い利用者を優先しながら、在宅生活の不便が生じないように対応していく。

【医療体制について】

質問：県の鎌倉保健福祉事務所内の発熱相談センターへの問い合わせに対する対応と、発熱外来への流れはどのようになっているのか。

部長：発熱相談センターの電話による聞き取り調査で、インフルエンザの症状があると認められた場合には、発熱外来が紹介され、症状が重い場合は、一般の医療機関への受診が促される。発熱外来に患者が来所した場合、簡易キット検査でインフルエンザA型か判断する。A型だった場合は、その検体を県衛生研究所に

搬送し、新型インフルエンザかどうか、六時間ぐらいのうちに判定をする。

質問：新型インフルエンザが蔓延した場合、発熱外来でなく、一般の診療所で受診することにされるのか。

部長：五月二十二日付で国の運用指針が出され、患者が急増し、重症化の防止に重点を置くべき状況になった場合は、地域の実情に応じ、対応可能な一般の医療機関での受診が可能となった。関係諸機関と協議して方針を決定することになる。

質問：発熱外来は、市役所第四分庁舎に六月末までの期限で設置されているが、今後、どこに作る予定か。

部長：野村総合研究所跡地に三年間程度開設する予定で、その経費については、今回補正予算に計上している。



第4分庁舎に設置された発熱外来(6月末まで利用)

学童保育について

本市では、各小学校区に一カ所、子どもの家を整備し、就業等の事情により帰宅しても保護者がいない児童が、放課後などに家庭的な生活ができる場所を提供しています。今定例会では、次のような視点から質問が行われました。

【小学校から距離のある子どもの家について】

質問：本市において、小学校から離れている子どもの家は、何カ所あるか。

部長：子供の足で十五分以上要する、距離にして九百メートル以上離れているのは、いわせにしかまくら、おおふな第二及びかしわら、子どもの家の四施設である。

質問：災害等の緊急時、小学校から子どもたちの家まで、誰かが引率していくのか。

部長：風水害等の場合は、子どもの家へ帰宅する児童が集団で子どもたちの家へ向かうことになっている。小学校から距離のある子どもたちの家では、指導員が中間地点まで出向いて児童の帰りを見守っているケースもある。

質問：児童が小学校から子どもたちの家まで向かう途中で事件や事故に巻き込まれた件数を教えてほしい。

部長：平成十八・二十年度の間では交通事故が四件あった。そのうち、小学校から距離のある子どもたちの家、四

施設では、おおふな第二子どもの家の入所児童に関するものが一件あった。

質問：子どもたちが遠い距離を歩かずに学童保育の場所まで行けることが重要である。公共施設の余裕教室や今ある小学校の余裕教室や今してほしいがどうか。

部長：小学校から距離のある子どもたちの家については、利用者の安全・安心を図るためにも小学校近接地への移設整備に取り組みたい。小学校では児童数の増加や学習形態の多様化に伴い、この数年教室数が不足している傾向にあるが、今後の推移を見守りながら学校と協議したい。

市有地や公共施設については移設先として優先的に調査し、関係機関と協議し

ていきたい。

【第一小学校区の子どもの家について】

質問：第一小学校区の子どもの家は、最初は学区から遠い長谷にあった。現在は由比ガ浜の公会堂を暫定的に使用しており、平成二十三年には新たに子どもの家を建設する方向だと思いが、予定候補地についてはどのように考えているか。

部長：第一小学校体育館の西側敷地、鎌倉体育館北側敷地、または第一小学校校庭南側通路部分と鎌倉体育館駐車場の一部を合わせた敷地の三案の実現性について検討してきたが、まだ用地確定には至っていない。

質問：学校側や駐車場部分を所管しているスポーツ課との交渉は進んでいるのか。

部長：学校側からは校庭南側通路部分については利用してよいと言われており、この部分と鎌倉体育館の一部を合わせた敷地に建設する案について引き続き協議調整を行っている。今後スポーツ利用団体との調整も必要となるが早期に方向性を見出したい。

質問：第一小学校区の子どもの家については父母からの強い要望もある。今年度中に何らかの進展があると確認してよいか。

市長：第一子ども会館・子どもたちの家の整備は本市が抱える子育て支援の中でも重要で喫緊の問題だと認識している。早急に用地を確定し、一日も早く施設整備ができるよう来年度の予算に反映したいと考えている。

◆ 議会を傍聴してみませんか？

本会議・各委員会とはどなたでも傍聴が可能です。(定員があるため先着順です。)

本会議の傍聴方法 / 本会議当日に、市役所議会棟入口にある守衛室で傍聴券を受け取ってください。

各委員会の傍聴方法 / 委員会当日に、市役所二階の議会事務局で傍聴申し込みをしてください。当日の審査内容・順番は、委員会の冒頭で確認された後、議会事務局前に掲示されます。

◆ 請願・陳情の出し方

皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

請願と陳情の違い…請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎて提出された場合は次回定例会での審査となります。

◆ かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内

「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当

電話：0467-23-3000 内線2448
FAX：0467-23-5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

ひめ

可決した決議

議会は、5月29日の臨時会において、総員の賛成により次の決議を行いました。

北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の核実験に抗議することに関する決議

北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は5月25日、2回目の核実験を行った。これは、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に対していかなる核実験または弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないことを要求した国連安保理決議だけでなく、同国が一切の核兵器及び現在の核計画を放棄することに合意した6カ国協議共同声明にも明らかに違反する暴挙である。

今、世界では、核兵器廃絶に向かう新たな機運が生まれつつある。その中で行われた今回の核実験は、こうした世界の動きに対する重大な挑戦であり、世界の平和と安定を脅かす行為である。

鎌倉市議会は、昭和33年(1958年)3月、平和都市宣言を求める請願を全会一致で採択し、それを受けて鎌倉市は同年8月平和都市宣言を行った。その宣言文には「われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と協力してその実現を期する。」となっている。

よって鎌倉市議会は、今回の北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の行動に対し、強く抗議するとともに、我が国が、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に対して核実験の中止と核兵器の放棄に向けて断固たる行動をとるよう求めるものである。

以上、決議する。

平成21年5月29日

鎌倉市議会

石渡徳一市長の辞職勧告に関する決議

石渡市政の4年間は、さまざまな不祥事に明け暮れたものであったと言っても過言ではない。県開発審査会において二度にわたり許可取り消し裁判がなされる事態となった岡本二丁目マンション問題について、本議会は、平成19年2月7日に「岡本二丁目マンション計画に関する石渡市長の一連の態度に対する猛省を求めることに関する決議」を可決した。

この中で、「これは鎌倉市政においてかつてない大きな汚点であり、市民の信頼を著しく損ねた不名誉な出来事とも言え、このような状況を招いた市長の責任は極めて重くと言わざるを得ない。その失政の大きさを省みれば市長は直ちにみずから職を辞すべきである。しかし、一方では今回の事件に対する原因究明・再発防止・安全確保、市民との対話の継続、市道053-101号線の区域変更をして市所有の土地260-2の土地を組み入れた行為を含む今後の原状回復方針など、取り組むべき緊急かつ重要な課題も山積しており、市長として今後これらの課題解決に向け積極的に行動することがまず必要である。」としたが、本決議から2年4カ月を経過した今日においても、依然として課題は解決されていない。

その後も、平成19年12月に発覚した国指定史跡に係る不適切な事務処理、翌年1月に発覚した保育料賦課事務に係る不適切な事務処理、さらに同年12月に発覚した不適切な契約事務処理など、行政における不祥事が相次いで発生し、市政に対する市民の信頼を大きく損ねたことは周知の事実である。現在、行政では市民の信頼回復に向けた取り組みが行われているが、こうした深刻な事態を生んだ背景として、この間の行政運営のあり方が問われることは当然であり、とりわけ行政の長たる石渡市長の責任は重大である。

そうした中で、この度、本年4月に行われた鎌倉市議会議員選挙の告示日に、石渡市長の後援関係者が「陣中見舞い」として現金入りの「のし袋」を用意し、それを市長と同行した政治団体会計責任者が複数の候補者に配った問題が発覚した。「政治とカネ」にかかわる問題で市民の疑惑や不信を招いたことに対して、道義的責任すら全く認めない市長の姿勢は重大であり、決して容認することはできない。

この4年間において発生したさまざまな不祥事による市政の混乱と市民の信頼を失墜させた責任は、行政の長として極めて重大であると言わざるを得ない。

よって、本議会は、石渡徳一市長に対し、市長の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

平成21年6月25日

鎌倉市議会

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。6月定例会では意見書提出を求める陳情の審査を踏まえ、次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

肝炎対策のための基本法の制定を求めることに関する意見書

我が国におけるウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型、C型合わせて350万人以上と推定されており、国内最大の感染症とも言われている。感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種などの医療行為によるもので、その中には医療行政の誤りを原因とするものも含まれている。B型・C型肝炎は自覚症状のないまま肝硬変や肝がんに移行する 경우가多く、患者やその家族は長期の療養により生活基盤を失うなど経済的にも困難な状況に直面している。

国では、新たな肝炎総合対策「肝炎治療7カ年計画」を平成20年度から実施しているが、法律の裏づけがなく予算措置のみで実施されていることから、継続性が担保されておらず、実施主体である都道府県により施策に格差が生じている。こうした状況の改善のためには、早急な法的整備による全国規模での総合的な対策の推進が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、国や自治体の責務を明確にし、財政上の措置を講じるなど肝炎対策の総合的な推進のため、肝炎対策のための基本法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月25日

鎌倉市議会